

# 北九州市請負工事監督要領

制定 昭和50年 6月 28日  
改正 昭和60年 7月 1日  
改正 平成 7年 8月 1日  
改正 平成18年10月 1日  
改正 平成27年 8月 1日  
改正 平成28年 4月 1日  
改正 令和 6年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は別に定めがあるもののほか、北九州市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の適正な施工を確保するため、監督員等が守らなければならない一般的な事項を定めるものとする。

(監督員の任命)

第2条 監督員は、北九州市事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第75号）、北九州市市区役所等事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第76号）及び北九州市事業所事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第77号）に規定する事業所の職員のうちから当該課長又は事業所長（以下「課長等」という。）が任命するものとする。

(監督業務の委託)

第3条 課長等は、工事について特に専門的知識、特殊技術等を必要とするとき、及びその他特別の理由があるときは、上司の承認を得て監督員以外の者に監督業務を委託することができる。

(監督員の職務)

第4条 監督員は、工事の設計図書その他の関係書類を熟知するとともに、工事現場の状況等を十分把握し、立会い、指示、検査等により、工事の適正な施工を確保しなければならない。

(課長等の措置)

第5条 課長等、又は係長は、工事監督上、自ら決定を要する事項を決定し、監督員の現場報告等について速やかにその措置を指示し、又は承認し、必要に応じ自ら現場に出向き工事が円滑に施工されるよう措置しなければならない。

2 前項に規定する事項のうち重要と認める事項については、課長等、又は係長は上司に報告し、指示又は承認を受けなければならない。

(部・所長の措置)

第6条 前条の規定は、部長及び事務分掌規則に規定する第2類の事業所長が前条第2項の規定により課長等の報告等を受けた場合に準用する。

(厳正の保持)

第7条 監督員は、受注者その他利益関係者に対して常に厳正な態度を保持しなければならない。

(安全の確保)

第8条 監督員は、現場における事故、災害等を防止するため、関係法令及び土木工事共通仕様書、建築工事共通仕様書等に規定する現場管理並びに交通対策の関係事項について受注者に十分徹底させ、工事の安全と円滑を図り、施工に支障をきたさないよう配慮しなければならない。

(施工記録)

第9条 監督員は、設計図書において必要があると定められた工事については、受注者に施工記録を提出させなければならない。

(監督記録)

第10条 監督員は、監督記録に監督上必要な事項を記録しなければならない。ただし、記録すべきもののうち受注者に対し指示票をもって指示した事項については、これを省くことができる。

(図書等の整備)

第11条 監督員は、原則として次の各号に掲げる図書等を整備しておかなければならない。

- (1) 工事請負契約書又はその写し、現場代理人・主任技術者等選任及び資格届出書、建退共報告書及び、外注計画書（施工体制台帳等）
- (2) 設計図書（変更があれば、変更理由と変更設計図書）
- (3) 工程表及び施工計画書（当初・変更）、安全管理、施工承諾、材料承諾及び、再生資源利用計画・実施書
- (4) 施工記録
- (5) 監督記録
- (6) 指示票
- (7) 材料・機器検査関係書類（試験成績表等）
- (8) 工事記録写真
- (9) 工事支給材料がある場合
  - ア 検収簿、受払簿、受領書
  - イ 材料（試験）関係書類
- (10) 建設リサイクル通知書
- (11) 段階確認表
- (12) その他必要な書類

(監督員の交代)

第12条 監督員が交代する場合において、前任者は前条各号に規定する図書等、その

他工事に関する一切の書類を新任者に確実に引き継がなければならない。

(条件変更等)

第13条 監督員は、設計図書の誤り、脱漏、その他設計図書と工事現場との不一致等を発見したとき、又はこれらについて受注者から協議を受けたときは、軽微なもの、又は明らかに判定のつくものについては、速やかにその措置について指示を与え、その他のものについては上司に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合において必要があると認められるときは、設計者に連絡し、又は設計者と協議しなければならない。

(施工管理)

第14条 監督員は、受注者から工程表が提出されたときは、設計図書と照合のうえ審査を行い、不相当と認められるものについては、修正させなければならない。

2 監督員は、工事が適正かつ円滑に行われるよう受注者に対し十分な施工管理を行わせなければならない。

(施工の立会い及び段階確認)

第15条 監督員は、工事材料を調合するとき、施工後外部から検査することが不可能となる部分を施工するとき、特に重要な部分を施工するとき等においては、必ず立会いを行い、配合又は構造物が設計図書に適合していることを確認し、受注者に工事記録写真を撮影させなければならない。

2 監督員は、主要な作業の区切り目や施工管理基準等に基づく段階確認時に、設計図書と現地との適合を確認し、受注者に監督員立会状況の工事記録写真を撮影させなければならない。

なお、監督員が立会い出来ない場合は、担当係長又は同職場の職員等が、監督員の代わりに段階確認等を行わなければならない。

(修補又は改造)

第16条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認めたときは、遅滞なく、受注者に修補、又は改造を指示し、設計図書に適合した工事を施工させなければならない。

(破壊検査)

第17条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認められる場合等、相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、構造物の安全性等を考慮して最小限度破壊して検査することができる。

(工事の促進)

第18条 監督員は、工事が遅延するおそれがあると認めたときは、受注者に警告するとともに、その旨を上司に報告しなければならない。

(工事の変更・中止等)

第19条 監督員は、工事の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認めたときは、直ちに上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(契約履行上の危惧)

第20条 監督員は受注者が正当な理由がなく工事に着手しないとき、その他契約の履行が危ぶまれるときは、速やかに上司に報告しなければならない。

(災害等の防止)

第21条 監督員は、災害防止その他工事施工上緊急止むを得ず受注者に臨機の措置をとらせる必要があるとき、又は受注者から臨機の措置をとった旨の届出があったときは、直ちに上司に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、急迫の事情によりその暇がないときは、自己の判断で指示し、その顛末を上司に報告しなければならない。

(事故等の措置)

第22条 監督員は、工事施工中において事故、災害等の緊急事態が発生した場合は、その状況に応じて関係機関への連絡等に努めるとともに、受注者に対し応急措置を指示し、事故(災害)の原因、被害状況等を遅滞なく上司に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の報告を受けた課長等は、速やかに事故(災害)報告書を所属局長に提出しなければならない。この場合において、受注者の責に帰するものについては、受注者に顛末書を提出させ、これを事故(災害)報告書に添付しなければならない。

(損害の報告)

第23条 監督員は、工事に係る工作物及び工事材料に損害を生じたとき、又は工事の施工により第三者に損害を及ぼしたときは、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(支給材料の引渡し等)

第24条 監督員は、工事用支給材料を請負者に引き渡すときは、設計図書で定めるところにより受注者立会いのうえ、必要な事項を確認し、受注者から受領書を徴さなければならない。

2 監督員は、支給材料の使用及び保管の状況を的確に把握し、受注者に対し必要な指示をしなければならない。

3 監督員は、支給材料を返還させるときは、数量、品質、その他の必要な事項について検査を行い、滅失、毀損等の有無を上司に、報告しなければならない。

(現場代理人等に対する措置)

第25条 監督員は、受注者の現場代理人、主任技術者、使用人等が工事の施工について著しく不適當であると認めたときは、その理由を付して上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(下請負)

第26条 監督員は、受注者が工事を下請負に付している場合において、当該下請負が施工の状況からみて一括下請負に該当すると思料されるときは、その事実を確認のうえ上司に報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督員は、下請負業者が工事の施工について著しく不相当であると認めたときは、その理由を付して上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事期間の延長)

第27条 監督員は、受注者から工事期間延長申請書が提出されたときは、遅滞なく内容を審査し、上司に報告しなければならない。

(工事完成の確認及び評定)

第28条 監督員は、受注者から工事の完成（出来形）届が提出されたときは、工事の完成を確認のうえ遅滞なく検査要求の手続きをとらなければならない。

2 監督員は、工事の完成を確認したときは、直ちに工事成績評定表に必要な事項を記入し、上司に提出しなければならない。

(検査の立会い等)

第29条 監督員は、検査員の行う検査に立会い、必要な資料等を提示しなければならない。

2 前項の検査の結果、修補の指示があった場合は、修補部分の施工を監督し、その検査については、前条第1項及び前項に準じて措置しなければならない。

(様式)

第30条 この要領の執行に関し必要な帳票の様式については、技術監理局長が定める。

(委任)

第31条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、各局長が定める。

付 則

この要領は、昭和50年6月28日から実施する。

付 則

この要領は、昭和60年7月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成7年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成18年10月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。